

[事案 2019-78] 新契約無効請求

・令和元年 10 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

契約者貸付の請求の際に、支払案内を自宅に送付しないことを担当者が承諾したにもかかわらず、これを自宅に送付されたことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 9 月に契約した終身保険について、契約者貸付の請求の際に、保険会社の担当者に支払案内を自宅に送付しないことを依頼し、担当者が承諾したにもかかわらず、自宅に送付されたため、配偶者に契約者貸付の事実を知られ、離婚の話まで発展していることから、既払込保険料を返してほしい。これが認められない場合は、慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人の依頼を承諾したにもかかわらず、自宅に支払案内を送付した事実は認めるが、そのことが既払込保険料の返還の理由にはならず、また、申立人に損害は発生していないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が申立人との合意に反して支払案内を申立人宅に送付したことを理由に既払込保険料を返還すべきとは認められず、申立人において保険会社が慰謝料を支払うべき程度の精神的苦痛が発生しているとは認められないが、保険会社に手続ミスがあったことは明らかであり、それがきっかけで申立人夫婦にある程度の不和が生じた可能性は否定できないため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。